単　位　事　務　名	
特地勤務手当に準ずる手当 〈コード〉０３５０	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例13条の２】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第７条の３】 鹿児島県学校職員の特地勤務手当に関する規則　【昭和46年３月17日規則１号】 特地勤務手当等の運用について（通知）　【昭和46年３月17日鹿教管第838号】 特地勤務手当に準ずる手当およびへき地手当に準ずる手当に関するする疑義について（通知）【昭和46年４月１日】 県立学校における給与事務の取扱いについて(通知)　【平成19年３月22日鹿教教第648号】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県給与データ収集・配信システムマニュアル　【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】 フルタイム勤務の再任用職員（学校職員）の手当等について　【平成14年６月５日教職員課給与係長通知】
項　目	処　理　方　法
支給要件	特地勤務手当に準ずる手当は，次のいずれかに該当する学校職員に対して支給する。 １　特地学校または準特地学校に異動し（採用を含む）当該異動に伴って住居を移転した学校職員 ２　学校職員の在勤する高等学校若しくは特別支援学校が移転し，特地学校または準特地学校に該当することとなった場合，当該移転に伴って住居を移転した学校職員 ※　再任用職員(フルタイム勤務)には支給されない。
支給	１　特地勤務手当に準ずる手当の支給については給料支給の例によるが，前項の１および２に該当する学校職員については，異動または高等学校の移転（以下「異動等」という）に伴って住居を移転した日から開始し，その支給期間は当該異動などの日から３年に達する日を持って終わる。 ただし，異動等の日から起算して３年を経過する際，教育委員会が人事委員会と協議して定める条件に該当する学校職員には６年に達するまでとする。 ２　次に掲げる事由が生じた場合は，それぞれ定める日にその支給は終わる。 ①　学校職員が特地学校若しくは準特地学校以外の学校に異動した場合，又は移転等のため特地学校若しくは準特地学校に該当しなくなった場合は，当該異動又は移転等の日の前日 ②　学校職員が他の特地学校若しくは準特地学校に異動し，当該異動に伴って住居を移転した場合住宅の移転の日の前日（引き続き特地学校若しくは準特地校に該当する場合に限る）　【規則４条２(2)参照】

項　　目	処　　理　　方　　法
月　　額	特地勤務手当に準ずる手当の月額は，給料（調整額を含む）および扶養手当の月額の合計額に，異動等の日から起算して５年に達するまでの間は100分の4，同日から起算して５年に達した後は100分の2を乗じた額とする。【規則４条の３】 手当の月額に１円未満の端数があるときは，端数を切り捨てた額とする。【規則第７条】
事　務　手　続	支給期間及びその延長の決定については，特地勤務手当に準ずる手当支給調書（別記様式）により行うこと。【平成19年３月22日鹿教教第648号】
電　算　報　告	「給与手当報告書２」に［率］と［支給終了年月日］を入力する。 ① 率の変更はなく支給期間の延長がなされた場合，従前の率とその支給終了年月日を入力する。この場合，［支給開始年月日］（基本情報欄）は入力しない。 ② 支給率が変更になった場合は，［支給開始年月日］（基本情報欄）には支給率の変更になった年月日を入力する。 ③ 準特地手当が支給されなくなった場合は，準特地手当の項目全てに「０」を入力する。
休職者の特地勤務手当に準ずる手当	特例法第14条の適用を受け，又は準用を受ける場合（結核休職），及び公務上負傷又は疾病にかかる地方公務員法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職されたときは，その休職の期間中全額支給できるが，それ以外の場合は支給されない。
減　額　支　給	特地勤務手当と同様の算出額

別記様式

特地勤務手当に準ずる手当支給調書

<table>
<tr><td>所属</td><td>徳之島高校</td><td>職名</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所属</td><td>新</td><td colspan="4">○○○高校</td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="4">△△△高校</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住所
（住居）</td><td>新</td><td colspan="4">○○○○○</td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="4">△△△△△</td></tr>
<tr><td>異動
年月日</td><td colspan="5">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>住居移転
年月日</td><td colspan="5">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>支給期間</td><td colspan="5">自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　（３年間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給期間の延長</td><td colspan="2">延長期間</td><td colspan="2">延長の理由</td><td>校長確認印</td></tr>
<tr><td colspan="2">自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり確認し，決定する。

平成　年　月　日

鹿児島県立○○○高等学校
学校長　校長　印</td></tr>
</table>

特地勤務手当に準ずる手当

（例１）平成１２年４月３日から新たに支給を開始する場合（支給率4/100：認定済）
（例２）平成９年４月１日採用者の支給期間が３年経過したが，１２年４月１日からさらに２年間延長になる場合（支給率4/100）
（例３）支給期間延長者の支給期間が２年経過したが，１２年４月１日からさらに１年間再延長になる場合（支給率2/100）

様式給第13号

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月分

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

ｶｰﾄﾞ No.	
1	2
1	3

給　与　手　当　報　告　書　2

給与支払管理者

作成所属名　○ ○ ○ 高 等 学 校

点検者	
	記入者

	作成所属名 / 作成所属コード	修正区分	ページ No.	整理番号	氏名 / 職員番号	支払開始年月 年号コード	年	月	日	管理職手当率	農改手当率	教員特別手当支給コード	産教手当率	定通手当率	調整手当 区分コード	年号コード	異動保障終了年月日 年	月	日	特地手当 率	保障額	準特地手当 率	年号コード	支給終了年月日 年	月	日	へき地手当 率	保障額	準へき地手当 率	年号コード	支給終了年月日 年	月	日	月額特殊勤務手当 1 取消コード	種類コード	2 取消コード	種類コード
	3	9	10	13	15	21	22	24	26	28	30	32	33	35	37	38	39	41	43	45	47	53	54	55	57	59	61	63	69	70	71	73	75	77	78	82	83
1	○ ○ ○ 高 校				○ ○ ○ ○																																
	○○○○○○	2	0	0 1	0 1	○○○○○○	4	○○	0	4	0	3										4	4	1	5	0	3	3	1								
2	○ ○ ○ 高 校				○ ○ ○ ○																																
	○○○○○○	2	0	0 1	0 2	○○○○○○	4	○○	0	4	0	1										4	4	1	4	0	3	3	1								
3	○ ○ ○ 高 校				○ ○ ○ ○																																
	○○○○○○	2	0	0 1	0 3	○○○○○○	4	○○	0	4	0	1										2	4	1	3	0	3	3	1								

（注）１．支給対象者が所属を異にして異動した場合は自動的に支給されなくなるので，異動後も引き続き支給対象者になる場合は，新たに支給対象者になる場合と同じ要領で報告する。
２．支給終了の処理は電算で自動的に行うので，報告の必要はない。
３．支給期間が延長された場合は，延長にかかわる支給率とその終了年月日を報告する。

出力時間　2000/　/　　:　:

件数　　件

枚中　　枚目